

ガイドライン

令和3年1月15日

このコンピュータは、有田市から「学習をよりスムーズに進めるため」に貸与されたものです。有効に活用してください。しかし、使い方を誤ると大変なトラブルに発展することも考えられます。コンピュータを活用するにあたってのガイドラインを守りましょう。

- ① このコンピュータの所有者は有田市であり、令和3年3月24日まで保田中学校2年生に在籍している生徒に貸与されます。
- ② コンピュータは丁寧に扱うようにしましょう。特に落としたりすると簡単に画面にヒビが入ったり割れたりします。また、持ち運びをする場合には、ソフトケースを使用しましょう。
- ③ このコンピュータが破損した場合は、すぐに学校に申し出て下さい。有田市で修理します。但し、故意による破損の場合は対象外となります。
- ④ コンピュータを人に貸してはいけません。他人のコンピュータを勝手に触ることや人に貸し出すことは、様々なトラブルを生み、重大なプライバシー侵害等の訴訟問題に発展することがあります。
- ⑤ 有料データベースの利用やオンラインショップの利用は禁止します。これらを利用したことによって生じた損害・費用は生徒個人および保護者の責任となります。
- ⑥ 学校でインストールしている以外のアプリを、勝手にインストールしてはいけません。
- ⑦ 学校でインストールしたアプリを勝手に削除してはいけません。ただし、フォルダにまとめて使い勝手を良くすることは構いません。
- ⑧ 端末シールははがさないようにしてください。もしはがれそうになった場合は、すぐに学校に申し出てください。
- ⑨ 学校の教育活動や、家での家庭学習で使用します。学習活動以外の使用はしないでください。

- ⑩ コンピュータの充電は学校で行います。
- ⑪ 家でオンラインでの学習を行う場合は、ご家庭のWifi環境を利用してください。
- ⑫ 以下のものを同時に貸与します。3月24日に返却する際には、必ずコンピュータと一緒に返却してください。
- (1) タッチペン
 - (2) マウス

